

特別障害者手当の基準 (重複障害)

- ・政令第1条第2項第1号＝特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第1条第2項第1号令別表第2（下表）の二項目が該当
- ・令別表第2＝特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第2

一	両眼の視力の和が〇・〇四以下のもの
二	両耳の聴力レベルが一〇〇デシベル以上のもの
三	両上肢の機能に著しい障害を有するもの又は両上肢のすべての指を欠くもの若しくは両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
四	両下肢の機能に著しい障害を有するもの又は両下肢を足関節以上で欠くもの
五	体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
六	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
七	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

- ・政令第1条第2項第2号＝特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第1条第2項第2号(1)令別表第2（上表）の一項目が該当、かつ、次表の二項目が該当

一	両眼の視力の和が〇・〇五以上〇・〇八以下のもの
二	両耳の聴力レベルが九〇デシベル以上のもの
三	平衡機能に極めて著しい障害を有するもの
四	そしゃく機能を失ったもの
五	音声又は言語機能を失ったもの
六	両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの又は両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの
七	一上肢の機能に著しい障害を有するもの又は一上肢のすべての指を欠くもの若しくは一上肢のすべての指の機能を全廃したもの
八	一下肢の機能を全廃したもの又は一下肢の大腿の2分の1以上で欠くもの
五	体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
六	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
七	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

※別表第2と障害内容が同じものの重複は認定できません

- (2) 令別表第2の第3号から第5号までのうち一項目が該当、かつ、日常生活動作評価表の各動作の該当する点を加算したものが10点以上のもの

日常生活動作評価表

動	作	評 価
1	タオルを絞る（水をきれ程度）	
2	とじひもを結ぶ	
3	かぶりシャツを着て脱ぐ	
4	ワイシャツのボタンをとめる	
5	座わる（正座・横すわり・あぐら・脚なげだしの姿勢を持続する）	
6	立ち上る	
7	片足で立つ	
8	階段の昇降	

前記の各動作の評価は次によること

評 価	ひとりのできる場合	0点	
	ひとりできてもうまくできない場合	1点	
	ひとりでは全くできない場合	2点	
	注(1) 2の場合については、次によること		
	5秒以内にできる	0点	
	10秒 "	1点	
	10秒ではできない	2点	
	(2) 3及び4の場合については、次によること		
	30秒以内にできる	0点	
	1分 "	1点	
1分ではできない	2点		

・政令第1条第2項第3号＝特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第1条第2項第3号

- (1) 障害児福祉手当（令別表1）の内部障害、その他の疾患の障害程度に該当し、かつ安静度が1絶対安静の者。
- (2) 障害児福祉手当（令別表1）の精神障害の障害程度に該当し、かつ日常生活能力判定が14点以上の者。

日常生活能力判定表

動作及び行動の種類	0点	1点	2点
1 食事	ひとりのできる	介助があればできる	できない
2 用便（月経）の始末	ひとりのできる	介助があればできる	できない
3 衣服の着脱	ひとりのできる	介助があればできる	できない
4 簡単な買物	ひとりのできる	介助があればできる	できない
5 家族との会話	通じる	少しは通じる	通じない
6 家族以外の者との会話	通じる	少しは通じる	通じない
7 刃物・火の危険	わかる	少しはわかる	わからない
8 戸外での危険から身を守る（交通事故）	守ることができる	不十分ながら守ることができる	守ることができない

※各項目は細かい認定基準があり、専用の診断書の提出によって審査を行います。  
現状、上表に該当していても必ず専用の診断書の提出が必要です。